

2024年1月29日

お客さま各位

株式会社荘内銀行

事業性貸出関連取扱い手数料 新設・改定のお知らせ

2024年4月1日（月）より、事業性貸出関連の取扱い手数料を別添のとおり新設・改定いたしますのでお知らせします。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新設・改定となる手数料

事業性貸出関連取扱い手数料

※ 詳細は、別添チラシをご覧ください。

2. 改定日

2024年4月1日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部支店統括室 上野 TEL:023-626-9015

事業性貸出関連取扱い手数料 新設・改定のお知らせ

日頃より荘内銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊行では下記の通り手数料を改定・新設いたします。何卒ご理解いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

改定日 2024年4月1日(月)

事業性貸出関連 取扱手数料		●手数料はすべて消費税を含みます。		
手数料種類	該当事項	単位	改定前 手数料	改定後 手数料
約定変更手数料 (手形貸付) (証書貸付) ※	新設 返済期日、返済方法、返済金額、 連帯保証人の変更	1件	—	11,000円
	新設 複数口の場合	上限	—	33,000円
融資証明書発行 手数料	融資証明書の発行 ※住宅ローン、アパートローンを除く	1通	3,300円	11,000円
支払承諾取扱 手数料	公共工事金銭保証を含む保証書の発行	1件	1,100円	2,200円
不動産担保取扱 手数料	担保権の設定	一律	33,000円	55,000円
	担保物件、順位、極度額、担保譲渡、譲受、 債務者の変更、一部抹消	一律	16,500円	33,000円
	新設 根抵当権の全部抹消	一律	—	11,000円

※お借入残高200万円以下は対象外となります。